

## 第4章 整備基本計画

### 第1節 整備の理念及び整備の基本方針

#### 1 整備の理念

整備の理念については、『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』（以下、「整備基本構想」と省略）のなかで、下記のとおり設定した。

東海道最大の難所 大井川の川越遺跡を守り継ぎ  
そこに住む人にも訪れる人にも心地良い史跡のまちづくり

- (1) 江戸時代、東海道最大の難所として知られた大井川の川越しを物語る遺跡を顕在化していく。・・・①
- (2) 川越遺跡の魅力である切妻屋根の歴史的な家並みを活かし、今も人々が暮らす遺跡として持続可能なまちづくりを進め守り継いでいく。・・・①
- (3) 遺跡の積極的な幅広い活用を検討し、人に優しい史跡のまちづくりを図る。・・・②
- (4) 島田宿大井川川越遺跡の文化財としての史跡の価値を深化させ、整備・活用を行うとともに、文化的観光地化を図る。・・・③

#### 【史跡整備の3つの柱】

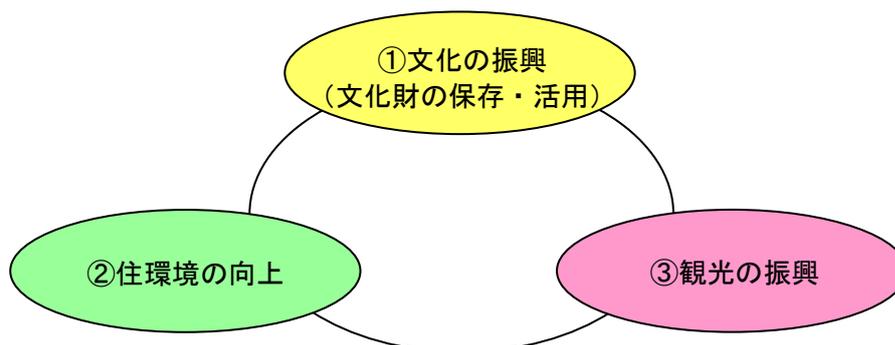


図15 整備の理念図

#### 2 整備の基本方針

上記の整備の理念を具体化するための基本方針を以下に示す。

『文化財としての保存を前提とし、観光・くらしの場として地域振興に積極的に活用していくための持続可能な整備・活用を目指す。』

##### (1) 遺構の保存・整備

川会所や立合宿など史跡の価値を保存・顕現するため復元整備を行い、次世代へ確実に継承する。また、文化的観光資源・市民協働の場として活用していくため、展示整備や体験施設化を行う。

##### (2) 植栽・修景整備

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、街道に面する住宅地や街道から見える住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。また、遺跡の入り口にふさわしい修景・サイン整備を進める。

**(3) 周辺環境の保全およびネットワーク整備**

地域住民の理解と協力を得ながら周辺環境の保全に努めるとともに、史跡の価値のさらなる向上と、来訪者の円滑な誘導・理解増進、他の名所や集客施設とのネットワークが容易になるように整備を進める。

**(4) 調査・研究の推進**

川越しに関する資料の調査研究を行うとともに、川越遺跡の解明や川越遺跡に対する理解を増進するために発掘調査を実施する。

**(5) 文化的資源の公開・活用**

見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるような事業を企画検討し、遺跡を公開・活用していく。

**第2節 全体計画及び地区区分計画****1 地区区分（ゾーン区分）と保存整備の方針**

川越遺跡の地区区分については、『整備基本構想』において整備・活用の条件や所有状況、現状変更の取り扱い等により、次の3つのゾーンを設定している。

**(1) 史跡指定地ゾーン**

史跡の構成要素で、所有状況等により整備・活用条件に差がある。

今後、地権者や周辺在住者の理解と協力を得ながら、各種調査の結果を踏まえた保存、整備を図っていく地域である。家屋の復元、背面住宅の修景、遺跡を活用した事業を展開していく。

**(2) 保護対象範囲ゾーン**

史跡指定地と一体として遺構や景観を保護する地区、埋蔵文化財の周知の遺跡と同様な取り扱いを行う。

史跡指定地と一体として保護していく地域である。現況や文化財的な価値、今後の利活用等を十分に検討し、地権者や周辺住民の理解と協力を得ながら整備を行う。

**(3) 史跡周辺ゾーン**

「史跡指定地ゾーン」および「保護対象範囲ゾーン」の周辺の河原町町内と大井川河川敷のエリア

島田市博物館本館や朝顔の松公園、大井川河川敷などの周辺地域も含め、一体的に保全と整備を行う。

**2 整備の重点事業****(1) 遺構の保存・整備**

川会所の移築と復元整備、立合宿の復元整備、番宿での体験施設整備

**(2) 修景・案内解説**

川越街道の始点から終点部分の修景・サイン整備

**(3) 公開・活用**

遺跡の紹介展示、東海道・川越し・歴史的景観を活用した地域振興(体験講座・イベント等)

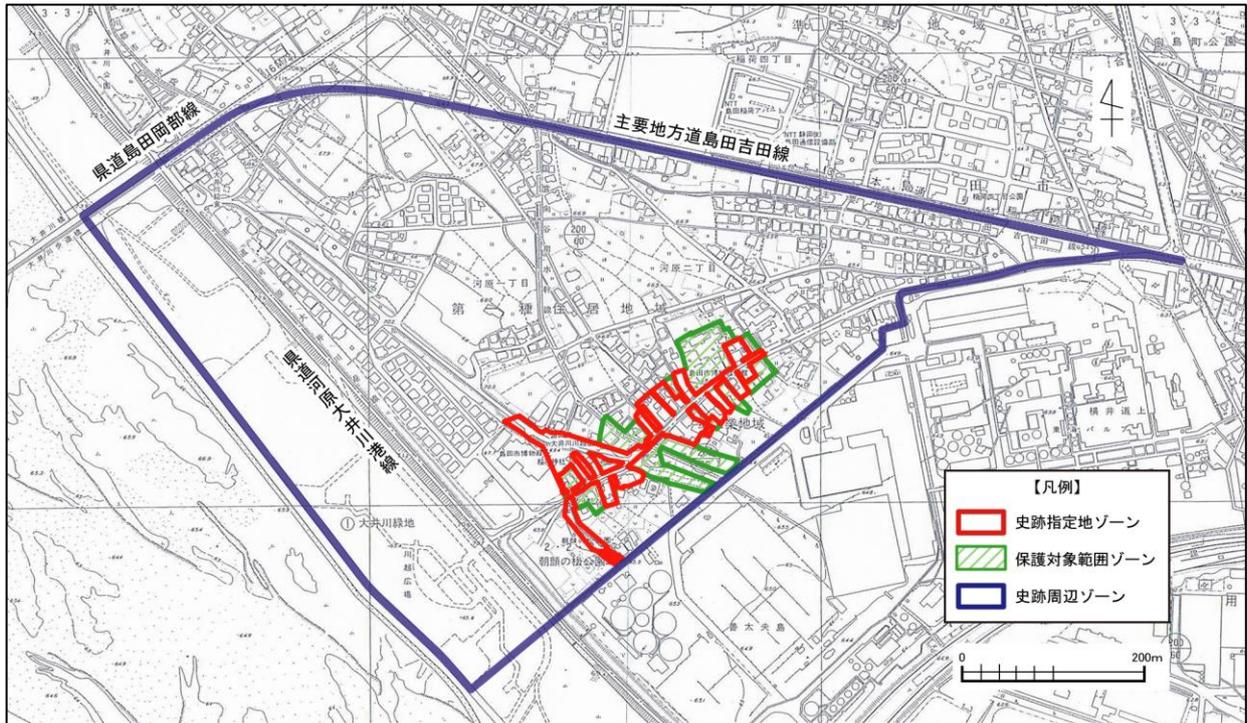


図 16 地区区分（ゾーン区分）

表5 ゾーン別整備方針一覧表

	(1) 史跡指定地ゾーン			(2) 保護対象範囲ゾーン (指定地を含まない)			(3) 史跡周辺ゾーン			
	市有地		民有地	市有地		民有地	市有地		国・県有地	民有地
	教育財産	その他		教育財産	その他		教育財産	その他		
場所	二番宿西、三番宿、七番宿跡、十番宿、川会所跡、札場、立合宿、仲間の宿、酒屋跡	島田大堤(北)、善太夫嶋堤(せぎ跡)	稻荷神社、一番宿跡、二番宿、五番宿跡、六番宿、九番宿跡、和泉屋、橋本屋跡、荷縄屋、そば屋跡、口取宿跡	川会所(建物)、博物館分館	島田大堤(指定地南)、川越茶屋	個人住宅、空き地、水田	博物館本館	島田大堤(指定地北)、朝顔の松公園、市道、水路等	大井川河川敷、県道河原・大井川港線、県道島田・吉田線	個人住宅、工場、空き地、田畑等
① 遺構の保存整備	ア 川会所の移築と高札場の復元・展示整備 イ 立合宿の復元整備(展示・体験施設化検討) ウ 札場・仲間の宿等の体験施設整備		川会所建物の移築			ア 塚本家住宅の保存・活用の検討 イ 関川庵・常唱堂・あさがお堂・文学碑等の保全				
② 植栽・修景整備	ア 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景(ファサード修景の整備)(共通事項) イ 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進(共通事項)									
	ウ 農業体験学習による景観保全の検討			ウ 農業体験学習による景観保全			ウ 入口にふさわしい修景整備			
③ 基盤整備	ア 道路・駐車場整備の検討(共通事項)									
	イ 車輛の通行規制の検討			—			イ 街道への進入車輛を極力減らし迂回路などの整備を検討			
④ 施設整備	ア 説明板の新設や既存看板の改修、案内看板の設置(共通事項)									
	イ 遺跡の説明システム導入の検討			イ 旧桜井家住宅(島田市博物館分館)の国の文化財登録を検討			イ 博物館本館常設展示のリニューアル等を検討 ウ 案内標示板等の設置			

### 第3節 遺構及び歴史的建造物等の保存に関する計画

#### 1 地上に露出する遺構の保存

史跡内において地上に露出する遺構については、川越し関連の施設等があったことを示す地割りや堤防、水路、井戸、並木敷きなどがある。地割については、川越し関連の施設のあった宅地と水田・畑との境の土地の高低差などで分かりやすい遺構と言える。こうした場所には大井川の川原で豊富に入手できた丸い川原石が使われ、石列や石組み、石積み等によって形づくられているものが多い。材質が石であることから、比較的保存に適しているものの、長年の風化によって表面が一部変色したり剥落したりするものもあるが、総じて保存状態は良好である。善太夫嶋堤（せぎ跡）については、その価値が省みられることがなく一部が崩れていたが、昭和53年の修繕工事で、堤跡の法面の石垣をコンクリートで固め崩落を止めた。

こうした遺構のなかにはサクラやマキ、竹などの植物が植えられている場所もあり、植物の成長によっては石垣を崩すなど、遺構をき損する恐れがある。特に札場横の並木敷き跡に立つマキや島田大堤に植えられたサクラは、遺跡の景観を形成している景観木でもあるため、遺構保存を理由に伐採することはできず、状況に応じた適切な管理が必要である。

これらの遺構のほとんどは、基礎的な調査が実施されていない分、しかし今後の保存管理やき損した際の復旧修理のための基礎的データを確保するためにも、調査をする必要がある。その上で、遺構を適切に保存するための計画を立てていく。



善太夫嶋堤（せぎ跡）

#### 2 地下に埋蔵されている遺構の保存

史跡指定地およびその周辺の地下には、未だ確認されていない川越し関連施設の遺構が埋蔵されている可能性がある。このため、指定地はもちろんであるが、それ以外の周辺地域においても掘削等をとまなう現状変更については、周辺住民の理解と協力を得ながら遺跡の残存状況の調査を実施し、保存に努める。また、史跡整備にとまなう発掘調査であっても、調査の範囲は最小限の範囲に抑え、地下遺構の保護を図る。なお、発掘調査を実施した箇所については、十分盛り土を施して遺構の保護を行う。



川会所跡の発掘調査

#### 3 歴史的建造物等の保存

##### (1) 歴史的建造物等の復元と現状

昭和41(1966)年、国の史跡指定を受けた20箇所の名称と復元した歴史的建造物の現状は、次の表の通りである。既に復元されたものを除けば、改築・建て替えを経験しているが、地割はほとんど当時のまま保存されている（なお、四番宿・八番宿の跡地は現在のところ不明）。

昭和45年に仲間の宿、47年に二番宿、48年に三番宿、49年に札場、55年に六番宿、57年に十番宿とすでに6軒の建物が復元されている。復元整備に当たっては、指定地の建物が川越し制度廃止後の建築であっても歴史的な家並みの保存整備を優先したため、川越しが行われていた時代には行われ

ていなかった瓦葺きで施工されている。このため、屋根勾配が板葺きや杉皮葺きの屋根よりも急なものとなっている。また、川会所と十番宿を除く復元整備した建物は、整備時に所有者が生活するなかで復元整備を行ったため、街道とは反対の裏側部分については居住空間を確保する理由などから住民生活を考慮した整備が行われ、建築当時の様相とは異なる部分も見られる。

なお、川越遺跡の歴史的建造物の保存については、史跡の価値でもある川越場の歴史的町並み景観の保護を目的に、江戸時代から昭和初期までを対象とする。

表6 番宿等の保存状況

No	名称	保存状況	備考
1	川会所	昭和44年度解体復元修理完了	
2	せぎ跡	昭和51年度環境整備完了	
3	川会所跡	—	現在は解体して更地
4	札場	昭和49年度解体復元修理完了 昭和59年度土地家屋買上げ	復元後、見学者に開放。機織り体験学習を実施
5	立合宿	更地	買取り、取壊し済（居住者は町内に新築） 市内他所に移築されていたものを解体保存
6	仲間の宿	昭和45年度解体復元修理完了	復元時、裏側に新築
7	一番宿	—	現状駐車場
8	二番宿	昭和47年度解体復元修理完了	
9	三番宿	昭和48年度解体復元修理完了 平成2年度土地家屋買上げ	見学者へ開放
10	五番宿	昭和53年新築	新築
11	六番宿	昭和55年復元	復元後も住宅として利用
12	七番宿	昭和2年建築	下屋、土間改築、裏側へ増築
13	九番宿	昭和46年新築	新築
14	十番宿	昭和57年復元	買取り、解体復元、居住者は町内に新築
15	荷縄屋	昭和初期建築	古い形式・外観をある程度継承している
16	酒屋	昭和62年度土地買上げ	江戸時代は松並木・田圃・湿地、現在は更地
17	そば屋	新築	〃
18	口取屋	大正建築	〃
19	和泉屋	数回改築のみ	旧来の佇まいに近い形で再築
20	橋本屋	昭和47年建築	

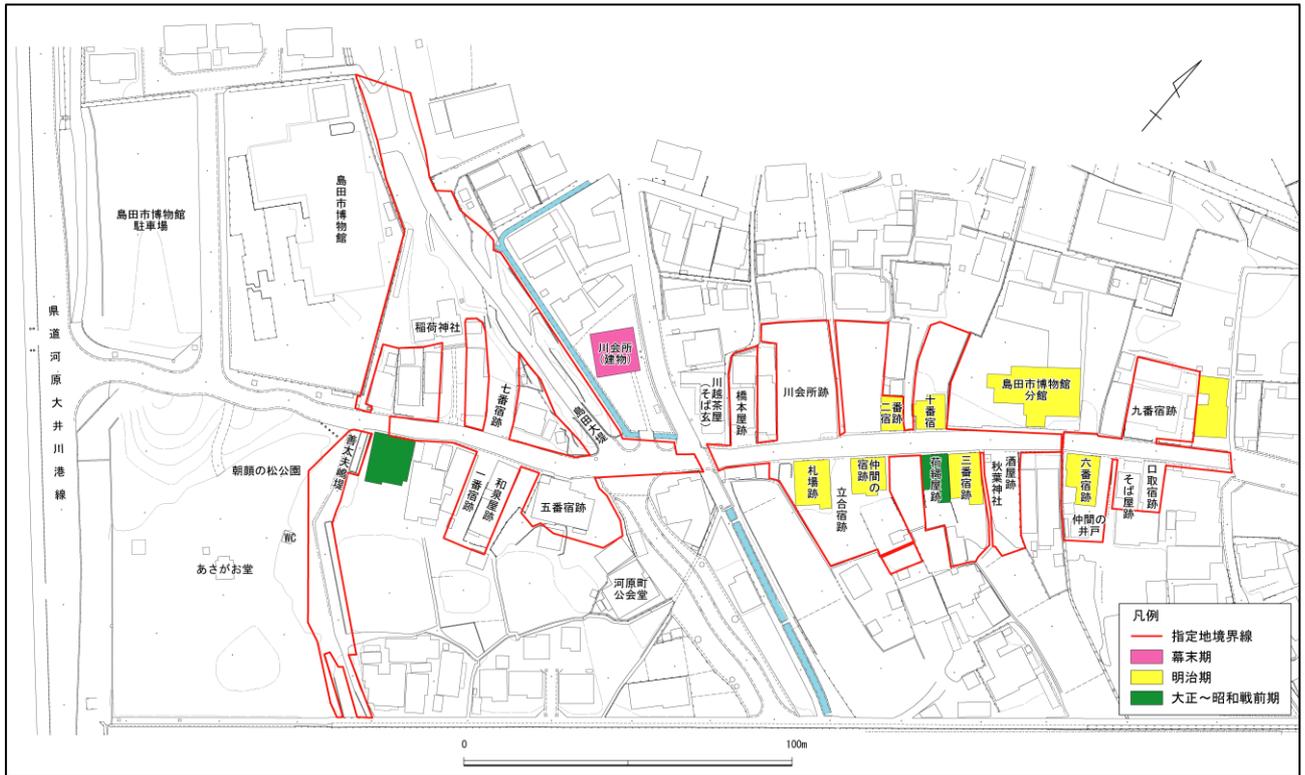


図17 指定地およびその周辺の建造物の建築年代

(2) 歴史的建造物等の保存整備

① 史跡指定地ゾーン

(ア) 川会所

A 建物の沿革

川会所は川越しに関する事務を取り扱った役所で、旅人が川を渡る際に川越人足に渡し賃代わりに支払う川札を旅人に売ったほか、その日の川の水深によって川札の値段を決めたり、川留めや川明けを決めたりした場所である。

川会所の建物は、『東海道分間延絵図』（1804、資料編p80）に萱葺き屋根の建物として描かれ、文政2（1819）年の『宿方明細書上帳』に桁行6間半・梁行4間であったことが記されている。また、安政の大地震（1854）で川会所が倒壊し、安政3（1856）年に再建されたことが柱に墨書されており、この再建時に瓦葺きになったと考えられる。

川越制度廃止後の明治11（1878）年に柳町へ移築された際は桁行8間半・梁行6間に造り変えられ、さらに明治19年には市内六合村に移築された。その後、昭和7（1932）年に再び市内稲荷町の大井川公園内に移築され、展覧場「済河館」として使用された。終戦後は大陸からの引揚者の待機所として利用されたが、川越しを物語る貴重な建物として保存しようとする機運が高まり、史跡指定後の昭和46年に現在地に移築復元した。

## B 建物の概要

表7 建物の概要

構造	木造 平屋建
寸法	桁行6間×梁行5間
間取り	10畳(2)、20畳(2) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き
外壁	漆喰・板壁
建具	引戸
整備年	昭和46(1971)年
所有	市



図18 川会所平面・立面図

## C 保存整備計画

川会所跡については遺構を保存するための保護盛土を行う。川会所の建物は、かつて建物があつた川会所跡へ移築保存し、家並みの連続性を高めるとともに、川越制度や川越業務、建物の来歴などを紹介するため展示整備を行う。

なお、川会所建物の原位置への移築については、引き続き、復元整備のための根拠資料を収集し、今後の発掘調査を踏まえて検討する。また、耐震診断を行い、地震による損傷の軽減と見学者等の安全確保のための耐震補強工事も実施する。

(イ) 札場

A 建物の沿革

札場は川越人足が川札を換金したところで、一日の川越し業務が終了すると、それぞれの番宿(人足の溜り場)で、各組の陸取りおかどと呼ばれる人たちが川越人足の川札を回収し、札場で現金に替え、人足たちに賃金として分配していた。

街道に面した西側の座敷は一部玄関と土間が入り込む形になっており、川越人足が旅人から受け取った川札を換金する帳場が設けられている。

復元にもなあって、南側の軒下からトタン葺の屋根を2間延ばして作られた2部屋がある。現在、建物内部で定期的に機織りの体験教室を行っている。



札場

B 建物の概要

表8 建物の概要

構造	木造 平屋建
寸法	桁行5間半×梁行7間半
間取り	9畳(1)、8畳(2)、6畳(3) 注：カッコ内は部屋数
屋根	切妻、棧瓦葺き(前面軒銅板葺き)
外壁	板壁
建具	引戸、 <small>しとみど</small> 藪戸
整備年	昭和49(1974)年
所有	市

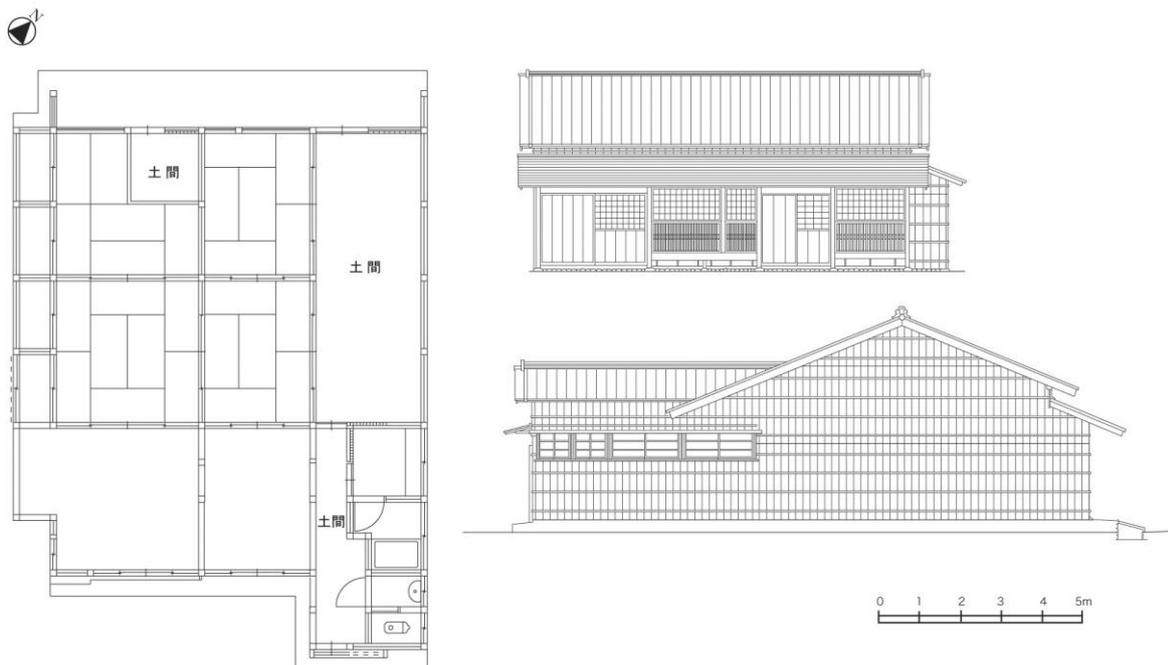


図19 札場平面・立面図

### C 保存整備計画

札場については、発掘調査は未実施で、現在の地表面上にコンクリート基礎が設置され、さらにその上に礎石を設けている。遺構の残存状況は不明であるが、今後も現状を維持していく。

建物については、川越しにおける機能や建物の構造を紹介する展示整備を行うとともに、川越しの集落の暮らしを紹介するため、引き続き機織等を体験できる施設として活用していく。このため、耐震診断を行い、地震による損壊を軽減して見学者等の安全確保のための耐震補強工事を順次実施する。

## (ウ) 立合宿

### A 建物の沿革

立合宿は、一番から十番まであった川越人足の組ごとの調整を凶る業務を行った立合人と呼ばれる人々が、寄り合いを行った場所と言われている。立合宿跡は川越遺跡内の札場跡と仲間の宿跡の間にあったとされている。平成10年に発掘調査を行い、街道に面した場所から建物跡の一部が検出された。遺構については保存のために盛土がされ、現在は市有地で空き地となっている。

この建物は、川越遺跡内で大火事があったと言われている慶応2(1866)年以降に建てられ、その後大正9(1920)年に稲荷町に移築された。平成28年に解体調査を行い、8畳の3室が連なる作りだったことが判明した。



立合宿跡

### B 保存整備計画

現在、遺構を保存するため盛土をして保護している。立合宿については建物の部材が確保されたため、元整備のための根拠資料を収集し、発掘調査の成果を踏まえて原位置への復元整備を目指す。なお、復元整備に当たっては耐震診断を行い、地震による損壊を軽減して見学者等の安全確保のための耐震補強工事も合わせて行う。整備後は展示・体験施設として活用する。

## (エ) 仲間の宿

### A 建物の沿革

仲間の宿は川越人足の会合や親睦の場として利用されていたと言われている。建物は街道に面した屋根の軒下に銅版葺き庇がつき、その庇下の西側に便所と長さ2間の廊下が加わっている。また、建物の南側にはもともと6畳の部屋を3畳2間に分割した部屋があり、さらにその南側の3畳ほどの広さの台所と風呂場がついている。外壁は板壁で、街道に面した部分は雨戸と障子戸の建具となっている。

現在、建物のなかでかつて川越人足が考案したという「権蔵わらじ」の紹介を行っている。